



所得税と復興特別所得税・贈与税

3月17日(月)までに

個人事業者の消費税・地方消費税

3月31日(月)までに

確定申告 正しくお早めに

小田原税務署からのお知らせ

○確定申告が必要な方

給与所得者

- ・給与の年収が2,000万円を超える方
・給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
・2カ所以上から給与を受けている方
・平成25年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得税の各種控除額(基礎控除、扶養控除など)の合計を超える方
・平成25年の途中で退職して、年末調整を受けていない方 など

○年金所得者の確定申告不要制度による注意点

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金など以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税と復興特別所得税の確定申告書の提出は不要となっています。ただし、医療費控除などによる所得税と復興特別所得税の還付を受ける場合などは、確定申告が必要です。また、確定申告書の提出が不要であっても、住民税(町県民税)の申告は必要ですので、ご注意ください。

○小田原税務署における確定申告書作成会場の開設期間

1月20日(月)～3月31日(月)

※土・日・祝日を除きます。ただし、2月23日(日)、3月2日(日)は開設します

受け付け: 午前8時30分から(提出: 午後5時まで)

相談時間: 午前9時～午後5時

※会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください

※2月23日(日)、3月2日(日)は、電話による相談は行っておりません

●町役場税務住民課でも申告書を受け付けます

役場1階会議室 期間: 2月17日(月)～3月12日(水)(土・日除く)

寄地区各会場 期間: 2月10日(月)、12日(水)、13日(木)

詳細は2月1日発行の「おしらせ号」をご覧ください。

※事前に添付書類(領収書など)の整理や計算をしてきてください

申告用紙: 1月23日(木)から税務住民課窓口で配布します。

○休日などに申告書を提出する場合

①休日に申告書を提出する場合は、小田原税務署正面脇の「時間外文書収受箱」に投かんしてください。

②申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

〒250-8511 小田原市荻窪440番地 小田原税務署

○納税は便利な振替で

国税の納付は、便利な振替納税や電子納税をご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額などをご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税と贈与税は3月17日(月)、個人事業者の消費税と地方消費税は3月31日(月)までに)に納付してください。

○国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます

国税庁ホームページには、24時間いつでも申告書などが作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、所得税の確定申告書が作成でき、e-Taxを利用して送信(提出)できます(確定申告期間は24時間送信できます)。また、作成した申告書などは印刷して、そのまま税務署に提出することもできます。

※e-Taxを利用いただくためには、事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください



申告も納税もe-Taxで!

詳しくは

国税庁

検索

【問い合わせ】小田原税務署 ☎(35) 4 5 1 1

申告の無料相談会

■所得税・事業税・住民税の申告相談会

所得税の確定申告書の書き方や、個人事業税と住民税(町県民税)の申告相談などを行います。相談を希望する方は、収入金額、必要経費や所得金額の分かるもの、確定申告の書類、印鑑など申告に必要なものをお持ちください。

日時 2月3日(月)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※受け付けは、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑の状況により早めに締め切ることもあります)

場所 町民文化センター1階展示ホール

【問い合わせ】

税務住民課町民税係 ☎(83) 1 2 2 4

■税理士による申告相談会

小規模納税者の方の所得税と消費税、年金受給者や給与所得者の方の所得税の申告を対象として、申告相談会を開催します。

Table with 2 columns: 日時 (Date/Time) and 場所 (Location). Includes dates like 2月5日(水) and 2月13日(木)・14日(金) with corresponding locations like 小田原市川東タウンセンター and 南足柄市役所5階大会議室.

※受け付けは、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑の状況により早めに締め切ることもあります)

※譲渡所得(株の譲渡を含みます)のある

方、所得金額が高額な方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方、相談内容が複雑な方、税理士に依頼されている方は税務署でご相談ください。

【問い合わせ】小田原税務署 ☎(35) 4 5 1 1

■青色申告会による確定申告指導

青色申告会では、所得税や消費税などの確定申告指導会場を開設し、申告指導を無料で行います。

日程 2月1日(土)～3月17日(月)

※土・日・祝日も実施します

受け付け 午前9時～午後4時(最終日3月17日(月)の受け付けは、午後3時まで)

場所 青色会館5階大ホール(旧県合同庁舎) 小田原市本町2-3-24

※小田原駅東口から徒歩10分

※会員の申告書はお預かりし、税務署へ提出することもできます

※税理士による指導のもと、職員が個別に対応します

※贈与税(現金以外)、相続税、土地・建物・ゴルフ会員権の売却、株式の売却、住宅借入金等特別控除の

うち、土地の先行取得や連帯債務によるものは、税務署でご相談ください。

【問い合わせ】小田原青色申告会 ☎(24) 2 6 1 4

納付額証明書(普通徴収分)

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料

平成25年中に納付いただいた上記3つの納付額を記載した「納付額証明書」を、1月下旬に納税義務者に郵送します。所得税確定申告、町県民税の申告にご利用ください。この「納付額証明書」には、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。年金天引き分については、各年金・共済保険者から「源泉徴収票」として郵送されます。

【問い合わせ】

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 税務住民課住民国保係 ☎(83) 1 2 2 5

介護保険料

健康福祉課高齢介護係 ☎(83) 1 2 2 6

税金セミナー

住宅取得と税金還付(ご案内)

住宅ローンをご利用の方は、確定申告により税金の還付を受けられる場合があります。平成25年中に新たに住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入(中古住宅を含む)・増改築をした場合、一定の要件を満たせば住宅借入金等特別控除を受けることができます。

日時 1月19日(日)午前10時30分～正午

場所 青色会館5階大ホール(小田原市本町2-3-24) ※小田原駅東口から徒歩10分

申込み 参加費無料、予約制(先着60人)

【問い合わせ】小田原青色申告会 税金セミナー係 ☎(24) 2 6 1 4